

## 合同会社と有限責任事業組合の比較

法学部法律学科 3 年

筒井 亮介

### ▼ 目次

- I. 合同会社と有限責任事業組合の制度創設の背景
- II. 合同会社と有限責任事業組合の定義
- III. 合同会社と有限責任事業組合の比較・特徴
- IV. 合同会社と有限責任事業組合の申請件数とその活用事例
- V. 合同会社と有限責任事業組合の抱える問題と考察
- VI. 附録

### ▼ レポート

#### I. 合同会社と有限責任事業組合の制度創設の背景

我が国だけでなく、各国において重厚長大産業から人的資産集約産業へ産業構造が大きく変化するにあたり、株式会社のように「所有と経営の分離」により経営の専門家に会社運営を委ねることの出来る企業形態とは別の企業形態へのニーズが高まりつつあった。人的資産集約産業のように人的資産を競争優位として事業展開していく場合には、人的資産を持った個人の集合体として「所有と経営の一致」を図ることの出来る企業形態で、尚且つ元来の合名会社や合資会社のような無限責任のリスクを負う企業形態とは異なる企業形態が求められていた<sup>1</sup>。

そこで、平成 14 年に日本版 LLC 制度（Limited Liability Company＝日本における合同会社とほぼ同一の組織形態）の創設に向けての研究会が発足し、平成 18 年 5 月よりその利用が可能となったが、実務界の思惑とは異なり、米国 LLC のような構成員課税の適用範囲外となり、実務界および経済産業省は、構成員課税を原則とする LLP 制度（Limited Liability Partnership＝日本における有限責任事業組合とほぼ同一の組織形態）の創設に方向転換を行い、平成 17 年 8 月の「有限責任事業組合契約に関する法律」の施行をもって、有限責任事業組合の組織形態が確立した<sup>2</sup>。

#### II. 合同会社と有限責任事業組合の定義

##### i. 合同会社の定義

合同会社（会社法 576 条 4 項）は、有限責任社員のみからなる持分会社であり、株式会

<sup>1</sup> 中島祐二『LLC・LLP の制度・会計・税務』（2008）3 頁。

<sup>2</sup> 同上 4 頁。

社と異なり、持分会社として社員の個性が濃厚に反映される制度が採用されており、社員たる地位に会社経営権限が付随し（所有と経営の制度的な一致）、社員権の譲渡には厳格な制限制度が存する（ただし、一方で退社が認められる）<sup>3</sup>。

また、社員の出資の目的は金銭等の財産に限られ（会 576 条 1 項 6 号）、また社員は会社設立時までに出資を全部履行しなければならない（会 578 条）。規定としては、利益配当の規制（会 628 条）、違法配当等に関する責任規定（会 629-631 条）がある。また、会社債権者には計算書類の閲覧・謄写請求権が認められ（会 625 条）、資本金の減少に際しては会社債権者保護手続が要求されている（会 627 条）。出資の払戻・退社に伴う持分の払戻は厳格に規制され、責任規定も設けられている（会 632 条-636 条）<sup>4</sup>。

## ii. 有限責任事業組合の定義

「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づく有限責任事業組合は、合同会社とほぼ同一の企業組織であり、有限責任事業組合においては、各組合員はその出資の価額を限度に組合債務を弁済する責任を負う（有責 15 条）。原則として、業務執行の決定は総組合員の同意により行い、その決定に基づき各組合員が業務を執行する（有責 12 条、13 条）。組合員は、やむをえない場合は任意に脱退することが可能であり、一定の場合には強制的に脱退させられる（有責 25 条、26 条）<sup>5</sup>。

また、組合員は組合契約書によって固定され、組合契約書の内容変更には原則として総組合員の同意が必要である（有責 5 条）。組合の会計帳簿の作成・保存が義務付けられており（有責 29 条）、組合の貸借対照表・損益計算書及びこれらの附属明細書も作成・保存を要し、組合債権者にはこれらの閲覧・謄写請求権が認められる（有責 31 条）<sup>6</sup>。

## III. 合同会社と有限責任事業組合の比較・特徴

本章では、合同会社と有限責任事業組合を比較し、その違いと特徴を説明する。専ら両者の違いは、法人格を有しているか否かという点に帰結するが、その違いから生じる様々な違いに関しても本章で説明する。なお、本章を図表でまとめたものとしては、第VI章の附録を参照のこと。

### i. 法人格に関して

有限責任事業組合は、民法上の組合特例にあたり、法人格を有しないため、取引先との契約の締結は、組合員の肩書付名義でなければ行うことが出来ず、不動産・動産・知的財産権等に関しても、組合員全員の合有財産として所有することになる<sup>7</sup>。また、組合事業が

<sup>3</sup> 山本爲三郎『会社法の考え方[第7版]』（2008）14 頁。

<sup>4</sup> 山本・前掲 15 頁。

<sup>5</sup> 同上。

<sup>6</sup> 同上。

<sup>7</sup> 中島・前掲 10 頁。

ら生ずる損益は組合員に帰属し、利益を分配しないで内部留保することが出来ない<sup>8</sup>。

一方、合同会社は、法人格を有しているため権利義務の帰属主体となり、利益を内部留保し再投資することが可能である<sup>9</sup>。

## ii. 構成員に関して

有限責任事業組合は、複数の組合員が必要であり、組合員が1名になった際には解散する（有責37条2号）。また、組合員のうち1名以上は国内居住者もしくは国内法人である必要がある（有責3条2項）。さらに、不当に債務を免れる目的で濫用することを防止する観点から（有責3条3項）、共同事業性の確保が要求され、組合の業務執行を決定するためには、総組合員の同意を必要とする（有責12条1項、2項）<sup>10</sup>。そして、組合員全員が業務執行に携わる必要性があるため（有責13条1項、2項）、出資のみの組合員は認められない（所有と経営の完全一致）。

一方、合同会社は、一人会社も認められており（会641条4号）、また、業務執行に関しては定款によって自由に定めることが出来るため、業務執行をせずに出資のみをする社員の存在も認められている<sup>11</sup>（所有と経営の原則的一致）。

## iii. 監視権・監督義務に関して

有限責任事業組合は、組合員が自己の職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、第三者に生じた損害賠償責任を負う（有責18条1項）。また、有限責任事業組合の組合員は、他の組合員の業務執行の監督義務を負うものではないが、合同会社の社員は、他の業務執行社員の業務および財産の状況を調査することが出来る監視権を有する（会592条）<sup>12</sup>。

## iv. 組織再編に関して

有限責任事業組合は、法人格を有しないため、合同会社や株式会社などへの組織変更やこれら会社との間で組織再編行為は認められていない。

これに対し、合同会社においては、株式会社への組織変更（会2条26号、746条）または合併が可能である（会748条）。

## v. 登記に関して

有限責任事業組合は、組合契約の効力の発生の登記を行うものであり（有責57条）、これに対して合同会社は、本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する（会

<sup>8</sup> 葭田英人『創業と会社変更のための会社法』（2007）143頁。

<sup>9</sup> 同上。

<sup>10</sup> 同上。

<sup>11</sup> 中島・前掲10頁。

<sup>12</sup> 篠原倫太郎『有限責任事業組合契約に関する法律の概要』商事法務1735号（2005）12頁。

579 条)。

また、有限責任事業組合においては、存続期間を組合契約書に記載する必要があるが（有責 4 条 3 項 6 号）、合同会社に関しては存続期間を記載する必要はないため（会 576 条）、継続して存続することが可能である。

#### vi. 分配規制に関して

有限責任事業組合は、組合財産を分配日における分配可能額（算定方法に関しては、有責施規 37 条）を超えて分配することが出来ない（有責 34 条）。

これに対して合同会社は、このような分配規制が規定されていない。

#### vii. 課税に関して

有限責任事業組合は、有限責任の事業体であるも組合であるため、課税の対象は、その構成員に直接行われる（構成員課税＝パス・スルー課税）<sup>13</sup>。構成員課税が行われることにより、法人利益と株主配当へのいわゆる二重課税が回避され、さらに有限責任組合事業で生じた損失を組合員自身の損失として取り込むことも出来る<sup>14</sup>。また、有限責任組合事業から生じる損失金額のうち、出資金額相当（＝調整出資金額。後述）を超える部分の金額は必要経費あるいは損金に算入されない<sup>15</sup>。

構成員課税に関する例を以下に記載する。例えば、共同事業体（企業同士の合併。親会社の出資比率は25%未満）で1000万円の利益が出た場合、共同事業体が株式会社の場合は、利益1000万円に対して、400万円（ここでは、地方税を含めた実効税率を40%として計算）の課税となる。出資者（親会社）が法人の場合は、受取配当益金不算入（法人税法第23条第1項）により、配当の50%だけが課税され、税額は120万円となる<sup>16</sup>。以上から、税負担合計額は520万円となる。これに対して、共同事業体が有限責任事業組合の場合、有限責任事業組合本体には課税されないため、有限責任事業組合の出資者たる法人に対する課税は400万円のみである。

対照的に、共同事業体に1000万円の損失が出た場合は、共同事業体が株式会社でも有限責任事業組合でも課税されない。しかし、出資者たる法人が、他の事業で1000万円の利益を得ている場合には、共同事業体が株式会社であると、出資企業（親会社）の所得と通算することができず、1000万円の所得に対して課税される。これに対し、共同事業体が有限責任事業組合の場合は、有限責任事業組合の損失と出資企業（親会社）の所得が通算されるため（損益通算）、所得は0となり、税額はかからない<sup>17</sup>。（図示したものに関しては附録を参照のこと）

<sup>13</sup> 木村一夫『組合事業の会計・税務（第2版）』（2008）194 頁。

<sup>14</sup> 中島・前掲 17 頁。

<sup>15</sup> 中島・前掲 10 頁。

<sup>16</sup> 高澤美有紀「Issue Brief 第 479 号」（2005）3 頁。

<sup>17</sup> 同上。

また、有限責任事業組合において発生した損失の取込みに関しては、その上限を調整出資金額（自らが出資した金額に有限責任組合事業から得られた自らに帰属する利益の合計額を足し、そこからこれまでに実際に分配された金額を差し引いた金額）とすることが定められている（租税特別措置法27条の2、67条の13）<sup>18</sup>。調整出資金額を損益通算における上限金額とすることの意味は、出資者の有限責任事業組合に対する投資額とその成果の純額部分については、有限責任組合事業で生じた損失額の取り込みを認めるとするものである<sup>19</sup>。これは、例えば事業により1000万円の損失が出た場合において、調整出資金額が1000万円であった場合、出資者が他に1000万円の所得が有った場合でも、相殺して課税対象が0になるのに対し、調整出資金額が800万円であった場合には、残りの200万円は課税対象となるということである。

一方、上記のような有限責任事業組合に対する特徴的な課税とは異なり、合同会社の場合には法人格を有していることを根拠に、法人税の課税対象となっている。

#### IV. 合同会社と有限責任事業組合の申請件数とその活用事例

##### i. 合同会社

法務省の調査によれば、平成18年から平成20年末までに約10,000社以上の合同会社が設立されている<sup>20</sup>。

その活用事例としては、伝統的な企業形態よりも「新しい事業形態」での活用事例が多く見られ、一般的には、①ベンチャー企業、②ジョイント・ベンチャー、③投資ファンド、④特別目的会社（SPC）、⑤企業グループ内組織再編、⑥ソフトウェア産業、⑦共同研究開発事業、⑧産業連携事業、⑨公共・公益目的事業等での活用が期待されている<sup>21</sup>。

このような活用事例の背景としては、果実の配当を出資の割合だけでなく、開発の貢献度に応じて行うことも可能であることや、株式会社に比べて設立が簡易であること、合同会社や合資会社に比べてリスクが低いことが挙げられる<sup>22</sup>。また、特別目的会社においては、合同会社が会社更生法の適用範囲外であるということも大きな意味を持つ<sup>23</sup>（会更1条）。しかし一方で、合同会社という企業形態をとることによるデメリットもあり、監査役の設置が義務付けられていないことや決算公告義務が無いことによる信用性の低さが挙げられる<sup>24</sup>。

<sup>18</sup> LLP検討会「LLP・LLCを活用した新しい産学連携スキームの検討に関する報告書」（2006）22頁。

<sup>19</sup> 同上。

<sup>20</sup> 法務省司法法制部 登記統計 表20-00-20。

<sup>21</sup> 江頭憲治郎・門口正人編『会社法大系 第一巻』（2008）440頁。関口智弘「米国ベンチャービジネスにおけるLLCの活用」商事1683号（2003）24頁、長島・大野・常松法律事務所編『アドバンス新会社法（第2版）』（2006）589頁、弥永＝岩倉＝太田＝佐藤監修/西村ときわ法律事務所編『新会社法実務相談』（2006）504頁、山田剛志＝太田洋＝増田健一『新しいビジネス法』（2006）22頁。

<sup>22</sup> 中島・前掲11頁。

<sup>23</sup> 江頭・門口・前掲442頁。

<sup>24</sup> 中島・前掲11頁。

## ii. 有限責任事業組合

法務省の調査によれば、平成 17 年から平成 20 年末までに約 1,700 社あまりの有限責任事業組合が設立されている<sup>25</sup>。

その活用事例としては、有限責任事業組合の特徴として挙げられる、①出資者の有限責任、②内部自治の徹底、③構成員課税の対象、の 3 点から<sup>26</sup>、①企業間での共同開発・連携事業、②ジョイント・ベンチャー、③産学連携事業などの共同事業分野での活用が期待されている<sup>27</sup>。

## V. 合同会社と有限責任事業組合の抱える問題と考察

### i. 合同会社

合同会社は、法人格を有しているという観点から、法人税の課税対象となっており、有限責任事業組合のようなパス・スルー課税を適用することが出来ないが、諸外国に目を向けてみると、米国での LLC は法人格を有しているにもかかわらず、パス・スルー課税を選択すること（チェック・ザ・ボックス規則）が出来る<sup>28</sup>。

経済産業省が公募している税制改革要望では、合同会社への構成員課税の要望が多く寄せられているにもかかわらず<sup>29</sup>、構成員課税への見直しはなお行われていない。米国で LLC という企業形態が生まれた背景には、高度な技術を持ちながら、事業化や収益を上げることに失敗する、いわゆる「死の谷」を越えるためのものであるが<sup>30</sup>、そのような経済的実態を顧みるに、合同会社においては構成員課税の適用を導入すべきではないか。

私見としては、合同会社は社員が直接業務執行を行い、また、定款の変更に関しては全社員の決定が必要であるという性質上、有限責任事業組合と同じく、構成員課税を適用しても問題ないのではないかと考える。さらに、法人税法 3 条に定めのあるように、権利能力なき社団に関しても、法人でないにもかかわらず法人税の適用対象となっていることを考えると、法人税の課税対象は、必ずしも法人か否かを判断基準としているわけではなく、合同会社が法人であるから須く法人税の課税対象であるという論理にはならない。しかし、有限責任事業組合に関しても同じ問題が生じるが、租税回避のための防止策を施策する必要がある、その点は新たな問題点として生じる可能性がある。

### ii. 有限責任事業組合

我が国における有限責任事業組合は、民法組合の一形態ということから法人格を有していないが、英国における LLP は、米国の LLC と同様、組合であるにもかかわらず法人格を有

<sup>25</sup> 法務省司法法制部 登記統計 表 20-00-34。

<sup>26</sup> 中島・前掲 6 頁。

<sup>27</sup> 木村・前掲 200 頁。

<sup>28</sup> 葭田・前掲 153 頁。

<sup>29</sup> 経済産業省ホームページ [http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/zeisei22/youbou\\_07.pdf](http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/zeisei22/youbou_07.pdf) (2010 年 5 月 3 日)

<sup>30</sup> 高澤・前掲 6 頁。

しており、さらに、出資者の有限責任・内部自治の徹底・構成員課税の対象となっている<sup>31</sup>。また、我が国における弁護士や公認会計士などのいわゆる士業に関しては、その根拠法で定める通り、全員無限責任の合名会社型の法人（弁護士法人、監査法人等）か、民法組合（弁護士事務所等）を用いるか、若しくは個人事業主として事業を営むこととされており、有限責任事業組合の利用は認められていない<sup>32</sup>。これは、いわゆる士業においては原則無限責任とすべきだという考えにならったものであるが、この点は今後の検討課題として挙げられており、議論の余地を有する<sup>33</sup>。

---

<sup>31</sup> 中島・前掲 6 頁。

<sup>32</sup> 経済産業省「LLP に関する 40 の質問と 40 の答え」（2006）8 頁。

<sup>33</sup> 同上。

VI. 附録

i. 合同会社と有限責任事業組合の比較

| 項目           | 合同会社                                                                                                                     | 有限責任事業組合                                                                                                                                                              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 権利義務の帰属関係    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同会社は法人であり、社員の法律行為の効果は合同会社に帰属する。</li> <li>・不動産の登記や特許権の登録等は合同会社の名義で可能。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有限責任事業組合は法人格ではなく、組合員の法律行為は組合員全員に帰属する。</li> <li>・不動産の登記や特許権の登録等は、有限責任事業組合の組合員の合有財産であるとの表示が出来るように手当てされている。</li> </ul>           |
| 許認可の取得方法     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格があるため、許認可は合同会社を主体として取得する。</li> <li>・法人格があり、補助金、融資の条件等は基本的に株式会社と同じ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員が許認可を取得する。</li> <li>・各補助金は基本的に有限責任事業組合の組合員が個別に手続きを行う。</li> <li>・「中小企業新事業活動促進法」の支援を受けることが可能。</li> </ul>                     |
| 成立要件と社員の業務執行 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立、存続は、社員 1 名でも可能。</li> <li>・意思決定や業務執行を行わない社員の存在が認められる。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合契約であるため、設立、存続は 2 名以上が必要。</li> <li>・全ての組合員は意思決定に関与し、業務執行を分担しなければならない。</li> </ul>                                             |
| 組織変更等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格があり、株式会社への組織変更が可能。</li> <li>・他の会社との合併が可能。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社への組織変更は出来ない。</li> <li>・会社との合併等は出来ない。</li> </ul>                                                                           |
| 税務上の取扱い      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税課税</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員課税の適用。個人、法人とも、基本的に他の民法上の組合と同様の取扱いがされる。</li> <li>・有限責任組合事業から生じる損失金のうち、出資金額相当（調整出資金額）を超える部分の金額は必要経費あるいは損金に算入されない。</li> </ul> |

(参考：中島祐二『LLC・LLP の制度・会計・税務』(2008)10 頁。)



ii. 合同会社と株式会社の比較

| 項目         | 合同会社                         | 株式会社                              |
|------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 法人格        | あり                           | あり                                |
| 課税         | 法人課税                         | 法人課税                              |
| 出資者の責任     | 有限責任                         | 有限責任                              |
| 重要な意思決定    | 定款に定めがある場合を除き、原則として総社員の同意が必要 | 株主総会あるいは取締役会の決議                   |
| 会社運営       | 定款自治の徹底                      | 会社法創設により定款自治は拡大したが、合同会社ほど徹底されていない |
| 労務出資       | 認められていない                     | 認められていない                          |
| 会計監査人の設置義務 | なし                           | 大会社はあり                            |
| 決算公告義務     | なし                           | あり                                |

(参考：中島祐二『LLC・LLPの制度・会計・税務』(2008)8頁。)

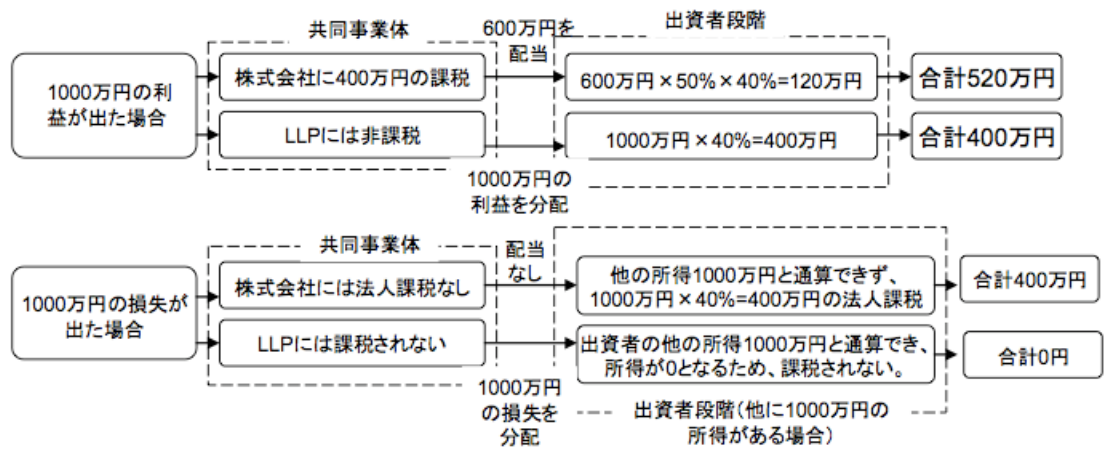
iii. 株式会社と民法組合、有限責任事業組合の比較

| 項目     | 株式会社                            | 民法組合     | 有限責任事業組合 |
|--------|---------------------------------|----------|----------|
| 有限責任制  | ○                               | × (無限責任) | ○        |
| 内部自治原則 | × (損益や権限の配分は出資額に比例。取締役会や監査役が必要) | ○        | ○        |
| 構成員課税  | × (法人税課税)                       | ○        | ○        |

(参考：経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/keizaihousei/pdf/llp\\_gaiyou.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/llp_gaiyou.pdf))

iv. 構成員課税（パス・スルー課税）に関して



(出典：通産情報社「有限責任事業組合契約に関する法律（案）について」『METI 情報』（2005）5 頁、高澤・前掲 3 頁。)